

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最重要課題として位置付けており、取締役の選任、報酬の決定、経営の監視を含む経営の諸問題に対し、法令を遵守し、また、コーポレート・ガバナンスの基本方針の見直しを図り、「企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上」という方針のもと取り組んでおります。グループの内部統制機能の充実を目指し、内部統制システム、リスク管理体制、コンプライアンス推進体制の見直しと強化を図ってまいります。

尚、当社グループの取組みをまとめたものを「コーポレート・ガバナンス基本方針」として当社ホームページにて開示しております。

<https://www.n-interlife.co.jp>

#### 【株主の権利・平等性の確保】(基本原則1)

当社は、株主の権利を実質的に確保するため、株主総会参考書類や決算情報などのIR情報について、当社のウェブサイト(ホームページ)上における発信等を行っております。また、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行っております。

#### 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】(基本原則2)

当社グループは、企業が社会の一員であることを認識し、取締役および従業員が高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動することを確保するための行動準則として、「グループ行動規範」を定めております。

#### 【適切な情報開示と透明性の確保】(基本原則3)

当社は、株主の平等性を確保しつつ、すべてのステークホルダーが当社への理解を深められるよう、法令等に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の事項についても積極的に公表し、その内容については、情報価値が高く、分かりやすい表現に努めます。

#### 【取締役会等の責務】(基本原則4)

取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うこととしております。

#### 【株主との対話】(基本原則5)

当社は、企業の社会的責任(CSR)の遂行を経営の重要課題と考え、社会に生き続ける「企業市民」として、健全な経営を実現するための業務執行の指針としてCSR憲章を掲げ、すべての法令・社会規範を遵守し、ステークホルダーとの良好な関係構築に努めております。株主との対話全般については、経営企画部内にIR担当部門を設け、そこが窓口となり、対話の申し込みに対しては適切に対応しております。また、半期ごとに機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役自身が決算の内容や事業の状況について説明しております。株主等との対話を通じて得られた意見や懸念事項については、経営陣に対して適時にフィードバックを行い、必要に応じて取締役会で共有いたします。重要な内部情報については、細心の注意を払うとともに適時開示を徹底しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所JASDAQ上場企業として取組みが求められている、コーポレートガバナンス・コードの基本原則(5原則)を全て実施しております。なお、情報開示充実の一環として、下記の原則については、実施しない理由と今後の方針を記載させていただきます。

#### 【補充原則1-2】

当社の株主構成等を検討した結果、現時点においては招集通知の英訳を実施しておりません。今後、外国人株主比率等の推移も踏まえ、検討してまいります。

#### 【原則3-1】

当社は、原則3-1( )( )( )の項目について、報酬決定の方針と手続および選解任に関する方針と手続等については、ガバナンス委員会も活用しながら、より透明性・公正性を高めるべく鋭意取り組んでまいります。

#### 【補充原則3-1】

当社は、原則3-1の項目において、検討中を含め一部実施していない項目( )( )( )については、今後項目の遵守に努め、利用者にとってより付加価値の高い記載となるよう配慮してまいります。

#### 【補充原則4-1】

当社は、最高経営責任者等の後継者につきましては、個々の業績、人格、見識等を吟味して、候補者を絞り込んでいくこととなりますが、後継者計画といった具体的な手続きやプランを明定してはおりません。

今後、最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)について、その要否も含め、ガバナンス委員会も活用しながら検討してまいります。

#### 【補充原則4-3】

当社は、取締役候補の選任および解任手続きについて、透明性・公正性を確保し、かつ実効性の高いガバナンスを行える仕組みを新設のガバナンス委員会も活用しながら今後検討してまいります。

【補充原則4-3】

当社は、CEOの選任手続について、透明性・公正性を確保し、かつ実効性の高いガバナンスを行える仕組みを今後ガバナンス委員会も活用しながら検討してまいります。

【補充原則4-3】

当社は、CEOの解任手続について、透明性・公正性を確保し、かつ実効性の高いガバナンスを行える仕組みを今後ガバナンス委員会も活用しながら検討してまいります。

【補充原則4-8】

当社は、2名の独立社外取締役がありますが、社外取締役を含む全ての取締役の間で情報の交換・共有を行っており、取締役会では取締役全員が積極的に議論に参加できるように努めております。

【補充原則4-8】

当社は、2名の独立社外取締役が経営幹部との対話を効果的に行っており、現時点では筆頭独立社外取締役を決定する必要性はないと考えております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。  
<https://www.n-interlife.co.jp>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社辰巳	6,966,200	34.81
セガサミーホールディングス株式会社	4,017,200	20.08
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	558,800	2.79
株式会社乃村工藝社	445,300	2.23
インターライフホールディングス取引先持株会	436,600	2.18
インターライフホールディングス社員持株会	408,900	2.04
東京建物株式会社	400,000	2.00
及川 民司	350,299	1.75
インターライフホールディングス役員持株会	263,701	1.32
天井 次夫	252,300	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・前事業年度末現在主要株主であった庄司正英氏は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、株式会社辰巳が主要株主となりました。  
・及川民司氏の所有株式数には、インターライフホールディングス役員持株会における持分を含めております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、札幌 既存市場
決算期	2月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

- ・当社は、2010年10月5日に株式移転により株式会社日商インターライフの持株会社(完全親会社)として設立されました。
  - ・当社の[その他の関係会社]である株式会社辰巳は、支配株主等(親会社等)になり、当社の代表取締役社長庄司正英氏の資産管理会社です。
  - ・当社の[その他の関係会社]であるセガサミーホールディングス株式会社は、支配株主等(親会社等)になり、当社は同社の持分法適用の関連会社となります。
  - ・当社グループは、セガサミーホールディングス株式会社より内装工事の受注等を受けておりますが、その取引につきましては市場価格を勘案して、その都度格交渉の上、決定しており、公正、適切な取引を実施しております。また、社外取締役(監査等委員であるものを除く。)1名、監査等委員である取締役1名を独立役員に選任し、親会社等との取引の内容を監督するとともに、当社グループおよび当社の少数株主の不利益とならないよう留意しております。
- なお、当社グループは、セガサミーホールディングス株式会社と協力体制を保ち、事業を展開する方針であります。当社グループの事業展開にあたっては、当社の経営判断に基づき遂行されており、独立性は確保されているものと考えております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
落合健介	他の会社の出身者													
竹山浩二	他の会社の出身者													
北本幸仁	公認会計士													
内藤信夫	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
落合健介			株式会社神萃代表取締役	金融機関に長年勤めた経験を経て、企業経営に携わるなど、豊富な知識・経験等を有しております。同氏においては独立社外取締役として客観的な視点で当社の経営に対し、特に、これらの知見を活かした金融政策などの適切性等について、専門的なご意見やご指摘が期待されることから、引き続き社外取締役に選任いたしました。

竹山浩二		セガサミーホールディングス株式会社執行役員総務本部長	セガサミーホールディングス(株)における総務人事部門を歴任され、豊富な知識・経験等を有しております。同氏においては社外取締役として、客観的な視点で当社の経営に対し、特に、これらの知見を活かした総務機能、人事・人材開発機能にかかる専門的なご意見やご指摘が期待されることから、社外取締役に選任いたしました。
北本幸仁		元仰星監査法人顧問	会計監査人として長年勤めた経験があり、会計士としての専門的な知識・経験等を有しております。同氏においては独立社外取締役として、客観的な視点で当社の経営に対し、特に、これらの知見を活かした財務・会計にかかる適切な監査・監督が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役に選任いたしました。
内藤信夫		セガサミーホールディングス株式会社監査役室長	企業の株式公開コンサルティング業務を長年務めた経験があり、経営、財務および会計に関する豊富な知識・経験等を有しております。セガサミーホールディングス(株)では監査役室長として相当な知見を積み重ねており、同氏においては社外取締役として、客観的な視点で当社の経営に対し、特にこれらの知見を活かした財務・会計・内部統制にかかる適切な監査・監督が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべく、内部監査部門の1名が業務を兼務しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会、監査法人、内部監査室が連携し、問題点、懸念事項、リスク情報などの共有を図っております。また、常勤監査等委員と内部監査室は、監査状況の報告、監査方針の決定などの連携を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

## 補足説明

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、2018年9月1日にガバナンス委員会を設置いたしました。ガバナンス委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬・役位に関する事項や、その他取締役会が審議を求める事項について検討し、取締役会へ適切な報告を行ってまいります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

### その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としており、独立役員を2名選任しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社は、当社および当社グループ会社(当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。)の取締役および執行役員(以下「役員」といいます。)の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員に対する業績連動型報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬は開示しておりません。なお、有価証券報告書等において役員区分ごとの総額を開示しております。

役員報酬等(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

取締役(監査等委員を除く。) 63,862千円

取締役(監査等委員) 10,584千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、月額の基本報酬(金銭報酬)と業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬で構成する。

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえつつ、上位の役位ほど株式価値や業績に連動する報酬等のウェイトが高まる構成とし、ガバナンス委員会において検討を行う。

#### 2. 基本報酬(金銭報酬)の決定方針

基本報酬(金銭報酬)は、当社グループの経営計画の達成に向けたインセンティブとして機能するよう、同計画等で定めた主要な指標を評価指標とし、個別に設定する定性的な目標の度合いを踏まえ、全体的な業績への寄与度、貢献度等も加味し、総合的な評価に基づいて代表取締役社長が決定する。評価指標や報酬案については、ガバナンス委員会に諮り客観性と妥当性を確認する。

#### 3. 業績連動型の株式報酬の決定方針



業績連動型の株式報酬は、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、株式価値に連動したインセンティブ付与制度として、当社の普通株式の給付を行う。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」という。)を通じて取得され、当社の取締役(監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。)及び執行役員並びに当社グループ会社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員(以下、総称して「役員」という。)に対して、当社及び当社グループが定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度とする。当社及び当社グループ会社の役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時とする。

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における報酬月額、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に一定の調整を行った上で、付与されたポイント数に応じて株式を給付する。当社の当事業年度における株式給付信託に係る指標の目標としては、当社の経営計画達成に向けたインセンティブとして機能するよう、営業利益とする。同報酬制度に基づく報酬案についてもガバナンス委員会へ諮り、客観性と妥当性を確認した上で役員株式給付規程に基づき、代表取締役社長が決定する。

### 【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、社外取締役(監査等委員であるものを除く。)の業務補助のため、経営企画部のスタッフが職務を補助する使用人を兼務する体制であります。また、監査等委員会の業務補助のため、内部監査室のスタッフが監査等委員会の職務を補助する使用人を兼務する体制であります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、執行役員制度を取り入れ、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営のスピード化と効率化を図っております。

当社は、毎月1回定例取締役会を開催し、業績、資金状況などの報告と経営の重要事項を決定しております。また、経営責任を明確にするために取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期を1年にしております。

当社は、内部監査室を設置し、業務の活動と制度を公正に評価、指摘、指導する内部監査を実施しており、監査結果を社長および監査等委員会に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査等委員会監査は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員(社外取締役)2名で実施しており、取締役会等に常時出席し、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制であります。

監査法人からは、期末、期中監査において、企業会計基準等の情報の共有やアドバイス等を受けており、監査等委員会、内部監査室と連携して三様監査の実効性を高めるよう努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、業務執行取締役7名(うち社外取締役2名)および監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)、計10名(うち社外取締役4名)で構成されております。当社の企業規模、事業内容等を勘案すると、適切で効率的な経営監視機能を確保するためには、当社の事業に精通している取締役で構成される取締役会と独立した監査等委員会による現経営体制は適切であると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年5月26日開催の第11期定時株主総会の招集通知は、5月10日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は、2月末日であり、5月下旬の株主総会集中日を避けて株主総会を開催するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2017年5月25日開催の第7期定時株主総会から、議決権の電子行使を導入いたしました。
その他	株主総会において、株主の皆様へ、より解りやすく理解していただくために、業績等をビジュアル化してスクリーンに映し出し、説明しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算および通期決算の説明会を実施しており、代表取締役社長による説明と質疑応答を実施しております。 なお、2021年2月期通期決算の説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重について、当社グループCSR憲章、グループ行動規範の中で、ステークホルダーごとに、より良い関係を築くための指針を示して、役員・社員に周知徹底、徹底いたしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループCSR憲章、グループ行動規範において、企業の社会的責任、環境保護への指針を示し、事業活動の中で環境保護に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループCSR憲章、グループ行動規範において、適時的確な情報を積極的に開示することを指針としております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社ならびに子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針およびその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章およびグループ行動規範を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神をグループ会社の役員に伝える。さらに、当社グループの業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
代表取締役社長は、経営企画部を担当する役員を、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。
3. 当社ならびに子会社の取締役の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループの業務執行に係るリスクに関して、当社グループにおいてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
4. 当社ならびに子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を行うため、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。
5. 当社ならびに子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社グループのCSR活動を統括するグループ管理室に、コンプライアンスに関する統括機能を持たせ、役員が法令・定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてグループCSR憲章およびグループ行動規範を定め、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。  
当社グループの使用人が、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為等が行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、ならびにその責任者が重要な案件について遅滞なく当社の取締役会および監査等委員会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか内部監査室および外部専門機関を受付窓口とする通報窓口を整備し、これを周知徹底する。
6. 当該会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループの役員に適用されるグループCSR憲章およびグループ行動規範に則り、当社グループ全体のコンプライアンス体制を確立する。また、リスク管理規程に則り、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を図るほか、当社グループに対する内部監査室による監査体制を構築する。なお、当社は、子会社管理に係る規程に基づき、子会社等関係会社の経営の主体性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件に関する事前協議等を実施することにより、当社グループ全体の業務の適正を図る。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議の上、その職務を補助する使用人を配置する。
8. 前号の使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助する使用人は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令・監督を受けない。  
当該使用人の指名・異動等人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を必要とする。
9. 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、および監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループの取締役および使用人は、職務執行に関して当社グループにおける重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告しなければならない。  
当社グループの取締役および使用人は、当社グループにおいて事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。  
当社グループの公益通報制度に関する規程において、当社グループの取締役および使用人が当社監査等委員に対して直接通報を行うことができること、および当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。
10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役社長は、各監査等委員と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。  
監査等委員は、必要に応じて業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議へ出席できる。  
監査等委員会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制  
当社グループは、「グループCSR憲章・グループ行動規範」において「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿

勢で対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。  
また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が統括し、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

#### 13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告及財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある内部統制システムを構築する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針において、反社会的勢力排除について次のとおり定めております。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社グループは、「グループCSR憲章・グループ行動規範」において、「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が統括し、顧問弁護士、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の向上が最善の防衛策と考えており、現在のところ導入予定はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

#### 1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する重要な情報については、グループ各社の管理部門より、当社経営企画部に速やかに報告され、情報の調査、確認を行い、取締役会の審議、承認を経て情報開示責任者により開示を行います。

#### 2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する重要な情報については、グループ各社各部門に情報開示の重要性の認識を図っており、グループ各社の管理部門より、当社経営企画部に速やかに報告され、情報の調査および確認を行い、取締役会の審議、承認を経て情報開示責任者により開示を行います。

#### 3. 決算に関する情報

決算、業績、資産負債等の情報については、経営企画部にて作成し、経営企画部担当取締役に報告され、情報の調査および確認を行い、取締役会の審議、承認を経て情報開示責任者により開示を行っております。

